

○小口資金の貸付を受けるための措置に係る事務の実施について

昭和56年10月31日地基企第35号
各支部長あて 理事長

第1次改正 平成16年3月31日地基企第33号

「地方公務員災害補償法および消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和55年法律第106号）」のうち、地方公務員災害補償法第62条第2項にただし書きを加える改正規定が昭和56年11月1日から施行されることに伴い、同日から年金たる補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供し小口資金の貸付を受けることができるようになりますが、これに係る事務に関し、別添1及び2のとおり国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と協定を締結するとともに、別添3のとおり「小口資金の貸付を受けるための措置に係る事務処理要領（昭和56年10月31日理事長決定）」を定めたので通知しますから、その取扱いに遺漏のないようにお願いします。

別添1

地方公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付取扱いに関する協定書

地方公務員災害補償基金（以下「甲」という。）と株式会社日本政策金融公庫（以下「乙」という。）とは、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）」に基づき、乙が行う地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第25条に規定する年金（以下「年金」という。）の担保貸付に関し、次のとおり協定を締結する。

（支給状態証明書の交付）

第1条 地公災法第4条に規定する甲の従たる事務所（以下「甲の支部」という。）は、年金を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）から乙の定める支給状態証明書の交付の請求を受けたときは、必要事項を証明し、これを当該受給権者に交付する。

（担保権設定の通知）

第2条 年金に担保権を設定した乙の支店（国民生活事業）（以下「乙の該当支店」という。）は、第3条に定める年金の支払日（以下「支払日」という。）の3週間前までに乙の定める担保権設定届書兼年金支払請求書により当該年金を支給する甲の支部（以下「甲の該当支部」という。）に担保権の設定の通知を行う。ただし、支払日の4週間前の日から支払日の前日までの間に担保権を設定したときは、当該支払日以降速やかに担保権設定届書兼年金支払請求書により甲の該当支部に通知するものとする。

2 甲の該当支部は、前項に掲げる担保権設定届書兼年金支払請求書を受領したときは、乙の該当支店に速やかに受理通知書を送付する。

（年金の支払）

第3条 甲の該当支部は、担保権設定の通知を受けた年金を、第4条に定める担保権消滅の通知を受けるまでの間、別表に掲げる各支払期月の支払日（当日が土曜日、日曜日若しくは土曜日又は休日（国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その直前（当日が月の初日の場合は、その直後）の日曜日等でない日に、乙の該当支店に支払う。この場合、甲の該当支部は、乙の該当支店に受給権者の氏名、年金証書の番号、年金の支払額、支払期月及び支払を行った日を記載した支払明細書を送付する。

2 前項の支払は、原則として、乙の該当支店の指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行う。

（担保権消滅の通知）

第4条 乙の該当支店は、年金に係る担保権が消滅したときは、乙の定める担保権消滅届書により速やかに甲の該当支部に担保権の消滅の通知を行う。

（年金額の改定の通知）

第5条 担保権の設定された年金の額が改定されたときは、甲の該当支部は、書面によりその旨を乙の該当支店に通知する。

（過誤払年金の返還）

第6条 甲の該当支部は、受給権者の失権その他の事由により年金を乙に過誤払したときは、甲の定める過誤払返還請求書により当該過誤払額を乙の該当支店に請求する。

2 乙の該当支店は、前項の請求を受けたときは、過誤受領を甲の該当支部の指定する方法により返還する。

（受給権者に係る個人情報の取扱い）

第7条 甲及び乙は、相互に提供を受けた受給権者に関する一切の個人情報（以下「個人情報」という。）について、これを第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、相互に提供を受けた個人情報を株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律に基づく業務に係る事務においてのみ使用し、他の目的に用いてはならない。

3 甲及び乙は、前項の事務の従事者に対し個人情報の取扱いに定める事項を十分説明し、個人情報に係る安全管理が図られるよう、必要かつ適正に監督を行わなければならない。

4 甲及び乙は、相互に提供を受けた個人情報の漏えいが発生した場合は、直ちに相手方に報告しなければならない。

5 個人情報の取扱いについては、この協定の締結以前に提供を受けた個人情報に対しても適用され、この協定の終了後もなお継続する。

（協定事項の改定等）

第8条 この協定に定めのない事項の取扱い又はこの協定について改定の必要が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲と乙とが協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年10月1日から適用する。

2 甲と国民金融公庫との間で締結していた昭和56年10月8日付け地方公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付取扱に関する協定は、この協定の適用をもって廃止する。

3 平成20年9月30日以前に発生した事案の処理については、なお従前の例による。

この協定を締結した証として、正本2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月1日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
地方公務員災害補償基金
理 事 長 成 瀬 宣 孝

乙 東京都千代田区大手町1丁目9番3号
株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 安 居 祥 策

別表

地方公務員災害補償基金年金支払日等

支 部 名	支 払 期 月	支 払 日
北 海 道	2・4・6・8・10・12	5
札 幌 市		5
青 森 県		10
岩 手 県		5
宮 城 県		5
仙 台 市		5
秋 田 県		10
山 形 県		5
福 島 県		10
茨 城 県		10
栃 木 県		5
群 馬 県		5
埼 玉 県		1
さ い た ま 市		1
千 葉 県		10
千 葉 市		10
東 京 都		15
神 奈 川 県		1
横 浜 市		10
川 崎 市		10
相 模 原 市		1
新 潟 県		5
新 潟 市		5
富 山 県		5
石 川 県		5
福 井 県		1
山 梨 県		5
長 野 県		5
岐 阜 県		6
静 岡 県		5
静 岡 市		5
浜 松 市		5
愛 知 県		1
名 古 屋 市		1
三 重 県		5
滋 賀 県		5
京 都 府		5
京 都 市		10
大 阪 府		2
大 阪 市		5
堺 市	3	
兵 庫 県	3	

神 戸 市	10
奈 良 県	5
和 歌 山 県	10
鳥 取 県	3
島 根 県	10
岡 山 県	4
岡 山 市	4
広 島 県	5
広 島 市	5
山 口 県	5
徳 島 県	10
香 川 県	5
愛 媛 県	5
高 知 県	5
福 岡 県	10
福 岡 市	5
北 九 州 市	6
佐 賀 県	10
長 崎 県	5
熊 本 県	5
大 分 県	5
宮 崎 県	5
鹿 児 島 県	5
沖 縄 県	1

地方公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付取扱いに関する協定書

地方公務員災害補償基金（以下「甲」という。）と沖縄振興開発金融公庫（以下「乙」という。）とは、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第2号に基づき、乙が行う地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第25条に規定する年金（以下「年金」という。）の担保貸付に関し、次のとおり協定を締結する。

（支給状態証明書の交付）

第1条 地公災法第4条に規定する甲の従たる事務所（以下「甲の支部」という。）は、年金を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）から乙の定める支給状態証明書の交付の請求を受けたときは、必要事項を証明し、これを当該受給権者に交付する。

（担保権設定の通知）

第2条 年金に担保権を設定した乙は、第3条に定める年金の支払日（以下「支払日」という。）の3週間前までに乙の定める担保権設定届書により当該年金を支給する甲の支部（以下「甲の該当支部」という。）に担保権の設定の通知を行う。ただし、支払日の4週間前から支払日の前日までの間に担保権を設定したときは、当該支払日以降速やかに通知するものとする。

（年金の支払）

第3条 甲の支部は、担保権設定の通知を受けた年金を、第4条に定める担保権消滅の通知を受けるまでの間、別表に掲げる各支払期月の支払日（当日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その直前（当日が月の初日の場合は、その直後）の日曜日等でない日）に、支払う。この場合、甲の支部は、乙に受給権者の氏名、年金証書の番号、年金の支払額、支払期月及び支払を行った日を記載した支払証明書を送付する。

2 前項の支払は、原則として、乙の指定する銀行預金口座に振り込むことにより行う。

（担保権消滅の通知）

第4条 乙は、年金に係る担保権が消滅したときは、乙の定める担保権消滅届書により速やかに甲の該当支部に担保権の消滅の通知を行う。

（年金額の改定の通知）

第5条 担保権の設定された年金の額が改定されたときは、甲の支部は、書面によりその旨を乙に通知する。

（過誤払年金の返還）

第6条 甲の支部は、受給権者の失権その他の事由により年金を乙に過誤払したときは、甲の定める過誤払請求書により当該過誤払額を乙に請求する。

2 乙は、前項の請求を受けたときは、過誤受領を甲の該当支部の指定する方法により返還する。

（協定事項の改定等）

第7条 この協定に定めのない事項の取扱い又はこの協定について改定の必要が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この協定を締結した証として、正本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和56年10月19日

甲	地方公務員災害補償基金
	理事長 芦田 一 良
乙	沖縄振興開発金融公庫
	理事長 田辺 博 通

※別表 略（株式会社日本政策金融公庫との協定書別表と同内容である。）

小口資金の貸付を受けるための措置に係る事務処理要領

〔昭和56年10月31日
理 事 長 決 定〕

- 第1次改正 昭和59年7月26日地基企第16号
- 第2次改正 昭和62年2月1日地基企第2号
- 第3次改正 平成3年4月1日地基企第13号
- 第4次改正 平成4年4月1日地基企第21号
- 第5次改正 平成4年6月29日地基企第29号
- 第6次改正 平成16年3月31日地基企第33号
- 第7次改正 平成20年10月17日地基企第66号

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第62条第2項ただし書に規定する小口資金の貸付を受けるための措置に係る事務処理については、次に定めるところにより行うものとする。

I 基本的留意事項

小口資金の貸付を受けるための措置に係る事務処理に当たっては、この措置が、年金受給者が病気、子女の入学、婚姻等の一時的な不時の出費に充てるために小口の資金を必要とする場合において、必ずしも貸付を受ける機会に恵まれないこと等に鑑み、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「株式会社日本政策金融公庫等」という。）に担保に供し必要とする融資を受ける方法を設けることにより、年金受給者の生活の援護を図ることとしたものであることを十分理解し、遺漏のないようにすること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

II 事務処理の方法等

1 支給状態の証明（協定書第1条関係）（第1次改正・一部）

受給権者から、年金担保貸付を受けるために、株式会社日本政策金融公庫等の定める支給状態証明書により年金の支給状態の証明を求められたときには、速やかに必要事項の証明を行うこと。この場合、証明手数料は徴しないこと。

また、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出を行うことができる者に対しては、年金担保貸付より利率の点において有利なこれらの制度があることを説明すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

（注）株式会社日本政策金融公庫等に提出する支給状態証明書の記入に当たっては次によること。

（第3次改正・一部、第6次改正・一部、第7次改正・一部）

- a 本文は、原則として受給権者本人が記入すること。
- b 記の(2)は、(1)に記入した支払期月に係る年金の支払額を記入すること。
- c 記の(3)は、法第35条第1項、同第59条第2項、法附則第5条の3第3項又は同第6条第3項の規定により年金の支給が停止されている場合には「有」に○印を付すこと。
- d 記の(4)は、証明を行う日における年金額及び支給開始年月（当該年金額が当初に決定されたものでない場合は、改定年月）を上段に記入し、年金額の改定が明らかに予想される場合（遺族補償年金の場合は、3年以内に遺族の数の変更等が予想されるときを含む。）には、その年金額及び支給開始年月を下段に記入すること。（第3次改正・一部）
- e 記の(5)の「災害補償（給付）年金の実施機関が証明する場合」の欄の(イ)は、支部の名称等を記入すること。（第3次改正・全部）

2 担保権設定の通知の受理（協定書第2条関係）

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が担保権を設定した場合（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

年金に担保権を設定した株式会社日本政策金融公庫の支店から担保権設定届書兼年金支払請求書が送付されたときは、これを受理し、当該株式会社日本政策金融公庫の支店に速やかに受理通知書を送付するとともに、年金記録簿（傷病補償年金等記録簿、障害補償年金等記録簿及び遺族補償年金等記録簿をいう。以下同じ。）の表面の備考欄に担保権の設定日を記入すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

(2) 沖縄振興開発金融公庫が担保権を設定した場合

沖縄振興開発金融公庫から担保権設定届書が送付されたときには、上記(1)と同様に処理すること。ただし、受理通知書を送付する必要はないものであること。（第6次改正・一部）

3 担保権が設定された年金の支払（協定書第3条関係）

(1) 年金の支払

担保権設定の通知を受けた年金については、当該年金に係る担保権設定届書兼年金支払請求書又は担保権設定届書に指定する支払期月から、当該担保権の消滅通知を受けるまでの間、株式会社日本政策金融公庫等との間に締結した「地方公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付取扱いに関する協定書」別表に各支部ごとに定めた支払日（当日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下、「日曜日等」という。）に当たる場合は、その直前（当日が月の初日の場合は、その直後）の日曜日等でない日）に、担保権を設定した株式会社日本政策金融公庫の支店又は沖縄振興開発金融公庫の本店（以下「株式会社日本政策金融公庫等の該当店」という。）の指定する銀行預金口座に振り込むこと。（第5次改正・一部、第6次改正・一部、第7次改正・一部）

(注) 1 株式会社日本政策金融公庫の支店の指定する銀行預金口座は、年金支払請求書の記載により確認し、沖縄振興開発金融公庫の本店が指定する銀行預金口座は、年金支払請求書が送付されないので、別途確認すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

2 担保権が設定された年金に係る未支給の補償がある場合には、当該未支給分についても株式会社日本政策金融公庫等の該当店に支払うこと。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

3 法第40条第3項ただし書の規定は、担保権が設定された年金の支払についても適用されるので、支給を受ける権利が消滅した場合における株式会社日本政策金融公庫等の該当店への支払は、協定書別表に定める支払日以外の日に行って差し支えないものであること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

4 振り込み手続を行った日と振り込み先の口座に現実に振り込まれる日とが異なる場合があるが、支部は支払日に振り込み手続を行えば足りるものであること。

5 株式会社日本政策金融公庫等の該当店へ支払うべき額は、担保権が設定された年金について各支払期月に係る支払額の全額であること。

なお、完済となる支払期月に支払われた年金を株式会社日本政策金融公庫等の該本店が返済金に充当した後の残金がある場合には、当該残金は、株式会社日本政策金融公庫等の該本店から直接受給権者へ返還されることとなる。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

(2) 支払明細書の送付

上記(1)により、株式会社日本政策金融公庫等の該本店に年金の支払を行ったときは、その都度、別紙1の様式により、株式会社日本政策金融公庫等の該本店に通知するとともに、別紙2の様式により受給権者にも通知すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

(3) 年金記録簿の記入

株式会社日本政策金融公庫等の該本店に年金の支払を行った場合の年金記録簿（裏面）の記入は、通常の場合と同様に行うこととなるが、「備考」欄には、「@」と記入すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

4 担保権消滅の通知の受理（協定書第4条関係）

担保権が消滅したときは、担保権消滅届書により通知されるので、これを受理し、年金記録簿（表面）の「備考」欄に、担保権が消滅した年月日を記入すること。（第6次改正・一部）

5 年金額の改定の通知（協定書第5条関係）

担保権の設定されている年金の額を改定したときは、株式会社日本政策金融公庫等の該当店に書面で通知すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

6 過誤払年金の返還（協定書第6条関係）

担保権の設定された年金の受給権者が失権したにもかかわらず、引き続き株式会社日本政策金融公庫等の該当店に年金を支払った場合等過誤払が行われたときは、適宜な様式の過誤払返還請求書により当該過誤払額を請求すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

7 株式会社日本政策金融公庫等による代位請求（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

株式会社日本政策金融公庫等の該当店は、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）」第9条の規定（沖縄振興開発金融公庫法第19条第5項において準用する場合を含む。）に基づき、地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第37条に規定する届出及び地方公務員災害補償基金業務規程第14条第2項に規定する請求を受給権者に代わって行うことができることとされているので、株式会社日本政策金融公庫等によりなされた届出又は請求に基づき、遺族補償年金の額の改定又は障害補償の変更に関する決定を行って差し支えないこと。この場合、年金額の改定通知は、株式会社日本政策金融公庫等の該当店に通知することとなるが、障害補償の変更に関する決定通知書は、受給権者に送付すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

8 その他

(1) 担保権が設定されている年金に係る年金証書を再交付する場合は、当該証書を株式会社日本政策金融公庫等の該当店へ交付すること。（第6次改正・一部、第7次改正・一部）

(2) 規則第36条に規定する定期報告及び法第2条第9項の規定に基づく年金たる補償の額の自動改定に関する事務については、担保権が設定されている年金についても、通常の場合と同様に行うこと。（第2次改正・一部、第3次改正・一部）

別紙1 年金支払明細書 (第3次改正・一部、第6次改正・一部)

殿		平成 年 月 日		
		地方公務員災害補償基金 支部長 印		
年金支払明細書				
貴公庫に担保に供された年金について、下記のとおり支払を行ったので通知します。				
記				
受給権者の 氏名	年金証書 の番号	支 払 額	支 払 期 月	支払を行った日
		円	年 月期分	年 月 日
		円	年 月期分	年 月 日
		円	年 月期分	年 月 日
		円	年 月期分	年 月 日

別紙2 年金支払通知書 (第3次改正・一部、第6次改正・一部)

殿		平成 年 月 日		
		地方公務員災害補償基金 支部長 印		
担保に供された年金たる補償の支払について				
あなたが、 <u>金融公庫</u> 店に担保に供している 補償年金の支払については、同店に対し下記のとおり支払ったので通知します。				
記				
支払期月	平成.....年.....月期分			
支払額	円			
支払日	平成.....年.....月.....日			

(参考) 年金担保貸付の概要

1 取扱機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫の各支店（沖縄県以外の地域に住所を有している年金受給権者に対し、貸付を行う。）（第6次改正・全部、第7次改正・一部）

(注) 借入の申込み及び貸付契約は、株式会社日本政策金融公庫の代理店となっている全国の信用組合、信用金庫等においても行うことができる。（第6次改正・全部、第7次改正・一部）

(2) 沖縄振興開発金融公庫の本店（沖縄県内に住所を有している年金受給権者に対し、貸付を行う。）

(注) 借入の申込み及び貸付契約は、沖縄振興開発金融公庫の各支店においても行うことができる。

2 貸付条件

(1) 貸付限度 250万円以内（ただし、年金額の3年分以内）（第6次改正・一部）

(2) 貸付期間 4年以内

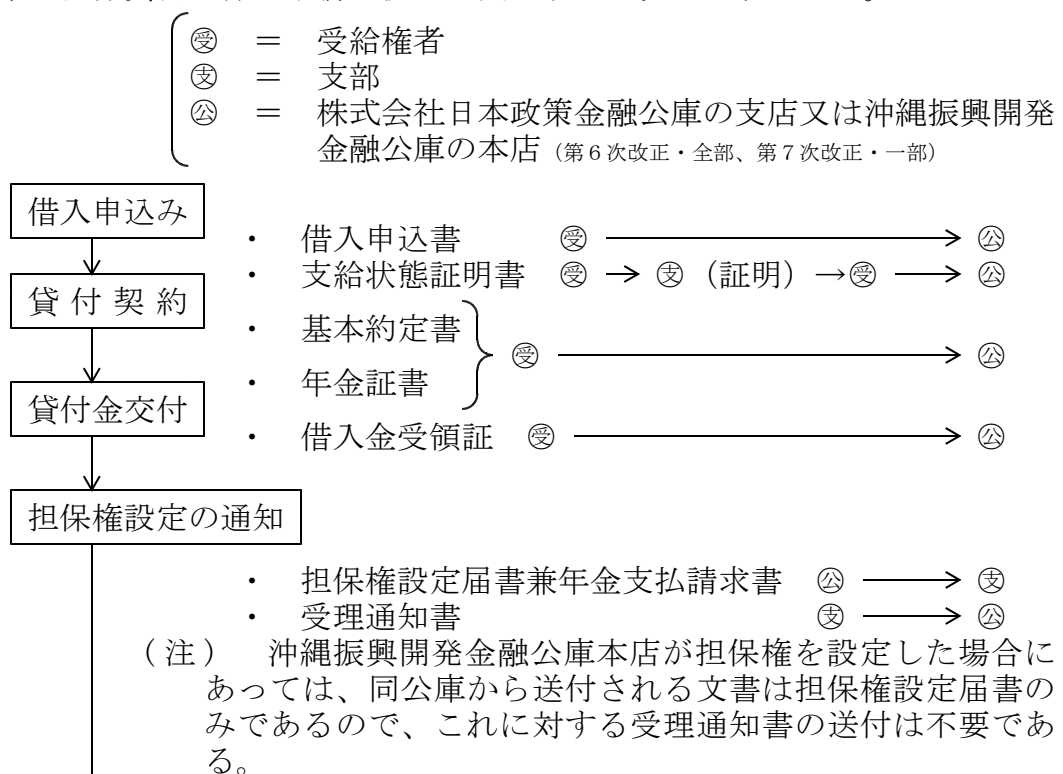
(3) 利率 株式会社日本政策金融公庫等が定める率（第3次改正・一部、第6次改正・全部、第7次改正・一部）

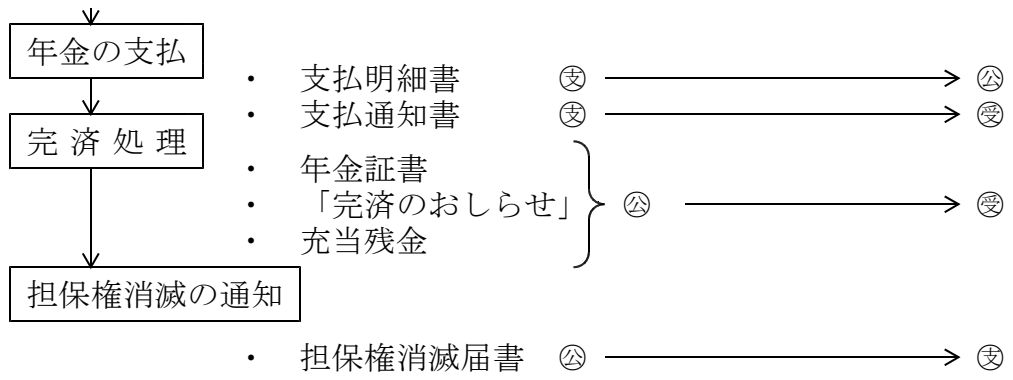
(4) 返済方法 担保に供した年金の支払額を返済に充当

(5) 保証人 連帯保証人1名以上

3 年金担保貸付に係る事務の流れ

年金担保貸付に係る事務の流れを図示すれば次のようになる。





(第6次改正・一部)